

府中市地域公共交通協議会事業者部会設置要領（案）

令和5年8月30日

（趣旨）

第1 この要領は、府中市地域公共交通協議会事業者部会を設置することについて、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第7条及び府中市地域公共交通協議会規則（令和2年12月府中市規則第64号。以下「規則」という。）第5条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2 部会の名称は、府中市地域公共交通協議会事業者部会（以下「事業者部会」という。）とする。

（所掌事項）

第3 事業者部会は、次に定める事項について、調査審議するものとする。

- (1) 府中市地域公共交通計画の実施に関する専門的な協議及び連絡調整に関すること。
- (2) 府中市地域公共交通計画に位置付けられた施策・事業の進捗管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、府中市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の会長が必要と認めること。

（委員）

第4 事業者部会の委員は、規則第5条第1項の規定に基づき、次に掲げる者のうちから、協議会の会長が指名する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共交通事業を行う者又は公共交通関係団体の構成員
- (3) 府中市の職員

（部会長）

第5 事業者部会の部会長は、規則第5条第2項の規定に基づき、第4第1号に掲げる者から、協議会の会長が指名する。

（雑則）

第6 この要領に定めるもののほか事業者部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要領は、令和5年8月30日から施行する。